

9 月 定 例 会 議 員 提 出 議 案

(草津市議会会議規則第14条)

意見書第5号から意見書第7号まで

令和4年10月3日

提出議案

意見書第5号	カルト（セクト）活動を規制する法整備を求める意見書（案） …	2
意見書第6号	世界平和統一家庭連合（旧統一教会）と政治家との癒着・政治のゆがみを質すために、徹底解明を求める意見書（案） ……………	4
意見書第7号	子の最善の利益を確保するため、離婚後共同親権制度導入を求める意見書（案） ……………	6

意見書第5号

カルト（セクト）活動を規制する法整備を求める意見書（案）

上記の議案を地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条および草津市議会会議規則（平成9年草津市議会規則第2号）第14条の規定に基づき、次のとおり提出します。

令和4年10月3日

草津市議会議長

伊吹 達郎 様

提出者

草津市議会議員

西田 剛

賛成者

草津市議会議員

西村 隆行

カルト（セクト）活動を規制する法整備を求める意見書（案）

献金などで社会問題を起こした世界平和統一家庭連合の霊感商法等の被害、家庭崩壊・社会生活の崩壊、未成年者保護などの課題が改めて注目されることとなった。これらの課題は世界平和統一家庭連合に限ったものではなく、他の宗教やその他の各種団体等においても存在するものである。また、世界平和統一家庭連合や関連した国連NGO団体（宇宙平和連合・世界平和女性連合等）等と与野党拘わらず政治家とのかかわりについて問題視もされている。

霊感商法については、安倍政権下にて成立した「消費者契約法の一部を改正する法律」においてその被害は大きく改善されたとされているが、未だ発生している事は事実であり、より実効性の高い法改正を含め引き続き被害の発生防止及び被害者の保護が求められる。

反社会的活動を行うカルト宗教やセクト団体等に、善良な国民が捕り込まれ、被害者とならないようにするため、また、これら団体と政治との距離間を明確にするため、外国での事例の研究を行い、日本における反社会的なカルト（セクト）の定義を定め、過激な団体に対して一定の活動制限をかけるための法律の制定を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年10月3日

滋賀県草津市議会
議長 伊吹 達郎

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）
国家公安委員会委員長
消費者庁長官

あて

意見書第6号

世界平和統一家庭連合（旧統一教会）と政治家との癒着・政治のゆがみを質すために、
徹底解明を求める意見書（案）

上記の議案を地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条および草津市議会会議規則（平成9年草津市議会規則第2号）第14条の規定に基づき、次のとおり提出します。

令和4年10月3日

草津市議会議長

伊吹 達郎 様

提出者

草津市議会議員

藤井 三恵子

賛成者

草津市議会議員

西川 仁

意見書第6号

世界平和統一家庭連合（旧統一教会）と政治家との癒着・政治のゆがみを質すために、
徹底解明を求める意見書（案）

安倍元首相の銃撃事件を機に世界平和統一家庭連合（旧統一教会）との政治家とのただならぬ関係、政治をゆがめる動きが大きな社会問題となっている。

旧統一教会といえば、先祖の崇りがあるなどと称して高額なつぼや印鑑を売る霊感商法や違法伝道などで、多くの被害者を生みだし、社会的にも糾弾されている反社会的組織・カルト集団である。今も霊感商法による被害は続いているだけに新たな被害を生みださないための徹底的な対策が必要である。

あわせて、今問題になっているのは、政治家と旧統一教会との関係である。旧統一教会の関連団体の主催する行事に参加したり、祝電メッセージを送ったり、選挙運動にもかかわりがあった事などが問題視されている。政治家が反社会的組織・カルト集団との関係を持つことは、それを容認することと繋がる。よって、ただちに過去関係を明らかにするとともに、今後の一切の関係を断つことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年10月3日

滋賀県草津市議会
議長 伊吹 達郎

内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
厚生労働大臣

あて

意見書第7号

子の最善の利益を確保するため、離婚後共同親権制度導入を求める意見書（案）

上記の議案を地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条および草津市議会会議規則（平成9年草津市議会規則第2号）第14条の規定に基づき、次のとおり提出します。

令和4年10月3日

草津市議会議長

伊吹 達郎 様

提出者

草津市議会議員

八木 良人

賛成者

草津市議会議員

奥村 恭弘

子の最善の利益を確保するため、離婚後共同親権制度導入を求める意見書（案）

父母の離婚により子どもたちの生育環境は大きく変わります。その際に、最も大事なことは、子どもの最善の利益を確保することです。国連で採択され日本が批准して25年以上経過している「子どもの権利条約」の基本方針である「子どもが一人の人間として基本的人権を所有し、行使する権利を保障する」を政策の真ん中に置き、法改正を検討することが重要です。そのことから、具体的に以下の5点について考慮した法整備を要望します。

1. ハーグ条約及び児童の権利に関する条約との整合性を確保する観点から国内の法整備についての再検討を行うべきである。
2. 離婚後単独親権・単独監護制度を定める現行民法の規定は、離婚後も父母の双方が子の養育に責任を負うべきであるという原理・原則に反するものである。従って、父母が離婚した場合、原則として、父母がそれぞれ引き続き子に対して親としての責務を果たすため、離婚後共同親権（監護権を含む）制度を導入すべきである。
3. 父母が離婚する場合、父母が共同して子の養育を適切に行うために、父母の監護割合や養育費、面会交流などについて定める「共同養育計画」の作成や「離婚後養育講座（共同養育プログラム）」の受講など、必要な事項について一定の責務を課すべきである。
4. 離婚後共同親権制度の導入に伴い、父母の一方が配偶者暴力（DV）や児童虐待を働いているなど、原則通りに摘要すると不都合が生じるケースについて、子を真ん中に置き、安心・安全の観点から、丁寧に対応する規律を設けるべきである。
5. 法改正前に両親が離婚している場合、一定の場合に離婚に伴い親権を喪失した父母の親権の回復を認めるなど、子のための救済措置を講ずるべきである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年10月3日

滋賀県草津市議会
議長 伊吹 達郎

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣

あて